【 リユースビジネスホン レンタル利用約款 】

第 1 条（総則）
1.本レンタル利用約款（以下「本約款」という）は、ブロードサービス株式会社（以下、「甲」とします）が、申込者（以下、「乙」とします）に対して、ビジネスホンの主装置、ビジネスホン子機、ビジネスホン関連備品（以下物件とします）をレンタル対象物件とし、賃貸します。
なお、工事費や回線サービス関連費用、配線、モール、接続部品などは設置工事関連費用に含むものとし、レンタル対象物件にはなりません。
2.個別契約において本約款と異なる内容を定めた場合は、個別契約を優先して適用します。

第 2 条（所有権と使用権）
1.本物件の所有権は甲に所属し、使用権は乙に帰属します。
2.本契約によってレンタルした乙以外の第三者に対し、転貸することは禁止いたします。

第 3 条（物件の引渡・検収）
1.物件の引渡しは、乙指定箇所へ設置し、収容される全ての外線・内線通話（発信・着信）試験の完了をもって引渡しとなります。
2.引渡しを受けた後、検収し、物件に瑕疵があった場合、8 日間以内に通知をして下さい。通知がなされなかった場合、物件は正常な状態で乙に引渡されたものとします。
備考：納品した商品が欠陥商品と判明した場合は迅速に商品を交換いたします。

第 4 条（レンタルの成立）
物件の引渡しを受けた日より、本レンタル契約が成立したものとし、本レンタル契約に従って物件を使用する事が出来ます。

第 5 条（レンタル物件の使用場所）
設置工事を行った場所を物件使用場所と認定し、配線工事を必要とする移動を禁止いたします。
但し、フロアレイアウトの変更等によりモジュラ方式のコードの延長など、配線工事を不必要とする移動は可能です。なお、配線工事を必要とするおそれがある場合は、必ず甲にお問合せください。
備考：配線工事には資格が必要となります。

第 6 条（レンタル期間）
レンタル期間は、物件の引渡しを受けた日のより開始し、最低契約期間は 3 ヶ月間とし、最長利用可能期間は設置後 5 年間とします。

第 7 条（レンタル料）
1.レンタル料は、月次払いの前払いで支払うものとします。なお、引渡し月の翌月分より料金が発生します。（初回月の日割り計算は行いません）支払方法は別途指定致します。
2.レンタル物件対象以外の費用（設置工事関連費用など）は、甲の指定する方法による決済とし、前払いもしくは工事完了時に一括で支払うものとします。

第 8 条（レンタル期間および返却）
1.商品のレンタル期間は最長 5 年間となり、レンタル期間終了を持って商品は乙へ無償譲渡されます。なお、レンタル期間終了時に不要な場合、または引き続き新たなレンタル契約を結ぶ際の古機は、無料（産廃費）にて回収いたします。
但し、レンタル期間が終了し無償譲渡が成立後及び第 9 条が成立後に物件が不要になられた場合につきましては、乙にて産廃処理を行っていただきます。なお、甲にて産廃処理を依頼される場合は、産業廃棄物処理手続き費用が発生いたします。
2.レンタル期間を過ぎた場合、商品に関する一切の保守は終了（停止）となります。
3. 乙から保守を含めたレンタル期間の延長の申し出があった場合は、本約款条項の違反がない限り可能です。
但し、現商品を点検し交換となる場合があり、新たに工事費用が発生する場合があります。

第 9 条（レンタル物件の買取）
レンタル期間開始後、3 年以上立った場合、乙のご希望によりレンタル物件を以下の条件で買い取ることができます。
1. 乙より売買契約の申込があり甲がこれを承諾したときは、本レンタルは終了し、売買契約の効力を生ずるものとします。
2.買い取り価格は、甲より提示します。

第 10 条（物件の使用方法詳細）
1.工事終了時に基本的な使用方法をご説明いたします。
2.取扱説明書をご希望する場合は、前もってお問合せください。
3.使用方法や詳細に対するお問合せは、甲サポートセンターにて行っております。

第 11 条（禁止事項）
以下の各項にあてはまる禁止事項が発覚した際には、レンタルの中止または別途弁済請求をさせていただく場合がございますのでご注意下さい。
1.物件は、設置工事完了時の状態で使用するものとし、許可なく商品を移動使用したり、増設、撤去、付けかえしたりすることはできません。その旨の希望がある際には甲まで必ずご相談・ご連絡下さい。
2.物件は取扱説明書に記載されている事項以外の設定変更はできません。主装置のプログラムの設定変更、複製、改ざん、改造など一斉禁止します。
3.物件を善良な管理者の注意を持って使用、保管して下さい。
4.物件の転貸、占有者の変更できません。また、物件を第三者へ譲渡することや物件に対する質権、抵当権及び譲渡担保権など、一切の権利を設定できません。
5.物件について第三者から強制執行、その他法律的、事実的侵害がないよう保全するとともに、もしそのような事態が発生したとき、もしくは発生するおそれがあった場合は、直ちに甲に通知し、かつ速やかにその事態を解消してください。
備考：乙が上記各項に違反して発生した障害や損害については、甲は一切の責任を負いません。また、甲が必要な措置をとったときは、その費用を乙へ申し受けます。

第 12 条（物件の滅失、毀損）
物件を滅失（所有権の侵害を含む）毀損した場合は、代替物件の購入代価または物件の修理代の相当額を損害賠償として請求させて頂きます。

第 13 条（連帯保証人）
1.連帯保証人が必要な場合には、その旨を乙にお願いしております。
2.連帯保証人は、有事の際には乙（ご契約者）と同様な責務を負うものとします。

第 14 条（ご解約）
1.最低契約期間の 3 ヶ月を経過すれば、乙のご都合に合わせてレンタル契約を自由に解約することができます。但し、解約する 1 ヶ月前までにその旨をご連絡下さい。1 ヶ月前を 1 日でも過ぎた場合には、解約月のレンタル料をお支払い頂くことになりますのでご注意下さい。（日割り計算は行いません）
2.最低契約期間の 3 ヶ月以内でのご解約を希望する場合、最短レンタル期間に達するまでのレンタル料をお支払い頂きます。

第 15 条（契約の解除）
以下に相当する際、レンタル契約の解除をさせて頂く場合がございます。
1.本契約条項に一つでも違反したとき。またはその恐れがあるとき。
2.レンタル料、その他の支払を 1 回でも遅滞したとき。
3. 乙に破産、民事再生手続、不渡り、銀行取引停止、その他これに類する申し立てのあったとき。
4. 乙が公序良俗、法律、法令に反する事業や行為を行ったとき、または行う可能性があると甲が判断したとき。
5.その他、甲がレンタルの継続が不可能だと判断したとき。

第 16 条（物件の返却）
レンタル期間の満了、解約、解除、その他の理由により本契約を終了する場合、物件（主装置・子機・その他備品など）をご返却頂きます。撤去時に物品をチェックさせていただき、万一、支障が確認されたときは、弁済をご請求する場合があります。引き取り（撤去）費用は、基本的に無料ですが、出張費（交通費）が発生する場合があります。また、モールはがし・床壁補修・配管内の配線引き抜きをご希望される場合は、別途工事費が発生する場合があります。

第 17 条（支払遅延損害金）
乙が何らかの事情により、金銭債務に履行を遅延した場合は、支払期日の翌月分に対し年率 14.6%の割合による支払遅延損害金を請求させて頂きます。また督促事務手数料として 1 回あたり 1,050 円（消費税込）の費用も加算となります。

第 18 条（保守サービス）
1.レンタル期間中に乙無過失で商品障害が発生した場合、修理費用、商品・部品代金に関しては全て無償にて対応させて頂きます。（出張費（交通費）のみ発生する場合があります。）
2. 乙の過失、天災で商品障害がレンタル中に発生した場合、全て有償対応となります。
この場合の過失の割合の判断は、甲で行うこととなります。
3.修理において、部品の調達が困難もしくは不可能な場合は、甲において同等の機能を有する部品または同等の機種と交換させていただく場合があります。
4.定期なメンテナンスはありません。乙よりのお申し出時に対応致します。

第 19 条（個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意）
甲の重要事項説明書の「個人情報に関する取り扱いについて」を良くお読み下さい。

第 20 条（本約款の変更追加）
本約款に変更・削除・追加などがあった際には、直接のご連絡及び甲 Web サイト等にて提示致します。

第 21 条（裁判管轄）
甲および乙は、本約款および個別契約に関する紛争については、甲の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 22 条（付則）
本約款は、2011 年 5 月 1 日以降に個別契約が成立する契約に適用されます。

以上